

議案第12号

鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について

鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について、別紙のとおり議決を求める。

平成28年3月19日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

## 労働協約の一部を改訂する協約

労働協約（平成27年12月24日締結）の一部を次のように改訂する。

次の表の改訂前の欄に掲げる規定を同表の改訂後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改訂する。

改 訂 後	改 訂 前
(部分休業) 第8条 組合員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条の規定の適用を受ける者の例により、育児部分休業（当該組合員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。以下同じ。）の承認を受けることができる。	(部分休業) 第8条 組合員の育児に伴う部分休業（当該組合員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。以下同じ。）については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の適用を受ける者の例による。
2 組合員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2又は第26条の3の規定の適用を受ける者の例により、修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けることができる。	2 組合員の修学部分休業（当該組合員が修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。以下同じ。）については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2の規定の適用を受ける者の例による。
(給与の減額等) 第46条 略 2 組合員が育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業又は介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3 略	(給与の減額等) 第46条 略 2 組合員が育児に伴う部分休業、修学部分休業又は介護休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3 略

### 附 則

(適用期日)

この協約は、平成28年4月1日から適用する。

本議案は、平成28年2月定例会議案第32号「仕事と家庭生活等との両立を図るために職員の勤務時間関係条例の整備に関する条例の設定について」（以下「条例議案」という。）が可決され、鳥取県知事により公布されることが前提。条例議案又は条例議案に対する修正議案（高齢者部分休業を導入しない内容となっているものを除く。）が可決され、鳥取県知事により公布された場合に適用する。（本議案議決後、別途附議している平成28年3月定例教育委員会議案第11号「現業職員就業規則の一部改正について」とともに平成28年4月1日に適用）

これに至らなかった場合は、労使で協議の上、改訂案を廃案。